

太田市こどもプラッツ実施要項（令和7年度版）

1 趣 旨

太田市では、就労者世帯等の支援（子育て支援）として、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動場所の確保を図るため、「太田市こどもプラッツ」を実施する。

本事業は、地域の方々の参画を得て行い、次世代を担う子どもたちの健全育成と地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。



2 令和7年度開設(予定)校 22校

太田小、九合小、沢野小、菰川小、鳥之郷小、南小、休泊小、強戸小、宝泉小、宝泉南小、毛里田小、宝泉東小、旭小、駒形小、城西小、沢野中央小、尾島小、木崎小、綿打小、藪塚本町小、藪塚本町南小、北の杜学園

3 内 容

- (1) 開設日及び開設時間
平日：月曜日～金曜日 放課後～午後5時45分まで
長期休業日：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時45分まで
土・日・祝日、お盆期間中、学校閉庁日、年末年始は開設しない。
- (2) 開設場所
開設小学校が指定した余裕教室等
- (3) 対象者
保護者が就労等による留守家庭の児童（1～6年生）で、保護者等が午後5時45分までに必ずお迎えに来られる児童が対象。
ただし、利用料金の滞納がある場合は、受け入れは出来ない。
（原則、長期休業中のみ利用を希望する児童の受け入れは出来ない）
- (4) 入室定員
1教室15～40名程度（学校が指定した余裕教室の大きさによる）
定員を超えた場合は、低学年から優先して入室児童を決定する。
（学校から複数の余裕教室の提供を受けた場合はこの限りでない。）
なお、申込み児童が少人数、あるいはスタッフの不足などにより開設しない場合があります。
- (5) 利用料金
月額3,500円（入室月は、別途に傷害保険料を納付する。8月は6,000円）
前月払いとする。
- (6) 運営スタッフ
運営スタッフは地域から募集
- (7) 活動内容
自主学习・遊び等（勉強は教えません）

4 その他

- ①入室希望者は、入室申込書を児童館（新年度募集時のみ）または児童施設課で受け取る。
- ②一人親世帯、2名以上の児童の入室を希望する世帯、保護者や子供（兄弟）が病気や障がいで見ることができない世帯や就学援助制度を利用している世帯については、放課後児童クラブの「受入れができない証明」は不要とする。ただし、前記に該当しなくなった時は、新たに放課後児童クラブの「受入れができない証明」が必要になる場合がある。なお、それ以外の世帯については、指定した学校区内の放課後児童クラブで「受入れができない証明」欄に記名押印をもらう。
- ③事業主から保護者全員の「就労証明書」を受けた後、必要書類を児童施設課、最寄りの児童館（新年度募集時のみ）のいずれかに直接提出する。また、郵送で提出する場合の受付は児童施設課のみとする。
- ④誓約書は、必ず署名のうえ提出する。
- ⑤児童施設課は、提出された入室申込書等を基に入室判定をする。
- ⑥入室前に辞退する場合は、「入室辞退届」を提出する。
- ⑦放課後児童クラブとの同時申し込みはできません。